

# 指定訪問介護サービス重要事項説明書

## 1. 事業所の目的

要支援又は要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護サービスを提供する事を目的とします。

## 2. 運営方針

事業所は、次の基本方針に基づき運営するものとする。

- 1) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたち利用者の自立支援に添ったサービスの提供に努めます。
- 2) 地域との連携を重視し、関連市町村、居宅支援事業所、他の居宅サービス事業所その他 の保険・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。
- 3) 従事職員の教育研修を重視し、提供サービスの資質向上に努めます。

## 3. サービス提供責任者

電話番号 0985-84-3939

\* ご不明な点は何でもご相談ください。

## 4. 事業所の概要

1) 指定訪問介護事業所の名称、住所、指定番号及びサービス提供地域

事業所名 いでの郷訪問介護事業部

指定番号 4571500620

サービス提供地域 宮崎市

## 5. 職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者		1名	1
責任者	1名	1名	2
訪問介護員(ホームヘルパー)		10名	10

## 6. 営業日及び営業時間

営業日 毎日

営業時間 午前8時00分～午後6時00分

休業日 なし

\* 居宅サービス計画により、休業日及び営業時間外であってもサービス提供する場合  
がございますので、お気軽にご相談ください。

## 7. サービスの利用方法

### 1) サービスの利用開始

居宅サービス計画に基づきサービスの利用ができます。

当事業所職員がお伺いし、契約を締結後、サービスを開始致します。

### 2) サービスの終了

#### ① 利用者の都合で終了される場合

居宅介護支援事業所にお申し出頂き、事業所よりの連絡で解約できます。

#### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合が  
ございます。その場合には、終了1ヶ月前までに文書で通知し、地域の他のサービス  
事業所をご紹介致します。

#### ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了致します。

・ 利用者が介護保険施設に入所、入院された場合

・ 介護保険給付サービスを受けていた利用者が要介護認定区分で非該当(自立)

と認定された場合

- 利用者がお亡くなりになられた場合

④その他

利用者やそのご家族等が当事業所や当事業所職員に対し本契約を継続し難いほどの、背任行為を行った場合、文書で通知するとともに、即座にサービスを終了させて頂く場合が有ります。

8. サービス内容

介護保険法で定められた訪問介護サービス内容に限られます。

身体介護

- ・食事の介助
- ・入浴の介助
- ・排泄の介助(オムツ交換含む)
- ・体位交換
- ・清拭(清潔保持のため身体を拭きます)
- ・身繕いの介助
- ・移動介助(通院の介助等)

生活援助

- ・食事の準備(調理)
  - ・衣類等の洗濯
  - ・居室の掃除
  - ・日常生活品の買い物
  - ・その他(衣類・寝具の交換、布団干し等)
- \* 上記生活援助は利用者本人のみのサービスで、利用者以外の方の援助は行いません。  
\* 調理の中で、キザミ食、ミキサー食、及び医療食・治療食は介護保険上、身体介護の扱いになります。  
\* ご不明な点は、サービス担当責任者まで、お気軽に尋ね下さい。

<注意事項>

- ・当事業所で金品(預金通帳や印鑑、保険証、その他有価証券等)は一切お預かり致しません。但し、買い物などの場合には現金をお預かりする場合がございますが、その際には、利用者又はご家族にご確認の上行い、領収証等にてご了承頂きます。

9. 利用料金

下表は通常時間帯(午前8時から午後6時)の料金です。

	20分未満	20分～30分未満	30分～60分未満	60分以上	30分増すごと
身体介護	163円	244円	387円	567円	82円追加
	20分～45分未満	45分以上			
生活援助	179円	220円			

\* 上記料金は介護保険法改定の場合には変更になります。

\* 上記は介護保険法による一割負担金額です。

\* 介護職員等処遇改善加算Ⅱについては、利用単位×22.4%の加算となります(四捨五入)

通常時間帯以外の場合

サービス時間帯	割増率
早朝(6:00～8:00)	25%
夜間(18:00～22:00)	25%
深夜(22:00～6:00)	50%

\* 2名の訪問介護員が必要と判断された場合、利用者の同意を得て実施し通常料金の2倍の金額となります。

\* 上記身体介護の場合、90分を超えるサービス提供の際30分増すごとの追加料金は生活援助が中心の場合には、30分増すごとの生活援助料金が追加されます。

10. 交通費

宮崎市にお住まいの方は無料です。

それ以外にお住まいの方は下記料金が必要です。

当事業所の置かれている所から 往復20Km未満 50円

当事業所の置かれている所から 往復20Km以上 100円(一律)

11. キャンセル料金

サービス利用日の前営業日の午後5時までの場合

無料

サービス利用日の前営業日の午後5時以降の場合

基本料の一割

\* 利用者の急変等やむお得ない場合はキャンセル料は頂きません。

## 12. 利用者へのお願い

- 1) サービス担当者への志や飲食物等のご配慮は一切お受けいたしませんのでご了承下さい。
- 2) 調理時使用致します電気、ガス、水道、緊急時の電話代等の費用は利用者負担となりますので、ご了承ください。
- 3) 訪問予定時間は、当日の交通事情などにより前後する場合がありますのでご了承下さい。

## 13. 苦情処理

サービスに対する苦情相談窓口(連絡先)

当事業所相談窓口	(住 所) 宮崎市清武町船引857番地 (電 話) 0985-84-3939
宮崎市の相談窓口	宮崎市役所内 介護保険課 (住 所) 宮崎市橘通西1-1-1 (電 話) 0985-21-1777
宮崎県国民保険団体連合会	審査課 (8:30~17:15) (住 所) 宮崎市下原町231-1 (電 話) 0985-35-5301

上記について、利用者(又はその代理人)に説明いたしました。

令和 年 月 日

事 業 所 所 在 地 宮崎市清武町船引857番地  
事 業 所 名 いでの郷訪問介護事業部  
事 業 所 番 号 4571500620

説明担当者

利 用 者 住 所

利 用 者 氏 名

記 載 者 氏 名



